

五管区水路通報第 27 号

(568項 - 576項)

平成 16 年 7 月 9 日

第五管区海上保安本部

=====

第 568項	和歌山下津港	和歌山区、南区	・ 航泊禁止
第 569項	大阪湾		・ 救難訓練
第 570項	大阪港	大阪区、第 2 区	・ 航泊禁止
第 571項	大阪港	大阪区、第 4 区、第 5 区	・ 海上パレード
第 572項	神戸港	第 1 区	・ 進路信号について
第 573項	家島諸島	家島	・ 防波堤築造工事
第 574項	淡路島	富島港	・ 防波堤築造工事
第 575項	徳島小松島港	小松島区、第 1 区	・ 航泊禁止
第 576項	四国南岸	高知港	・ 救難訓練

=====

本通報に使用している経度・緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています

海図の改補（小改正）のお知らせ

海上保安庁水路通報第26号

(7月2日発行) 掲載分

海 域	改正内容	該当海図	項
和歌山下津港、和歌山区、第 1 区	水深等について(補正図)	W1150	684

詳細については、海上保安庁水路通報の各項をご覧ください。

また、インターネットでも提供しています。

インターネットアドレス(URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

=====

五管区水路通報及び水路図誌に関する問い合わせ先

第五管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

〒650-8551 神戸市中央区波止場町 1 番 1 号 TEL (078)391-6651(内線 2515、2516)

神戸第 2 地方合同庁舎 (9 階) FAX (078)332-6307(自動受信)

F A X による五管区水路通報提供サービス

(078)332-6307 ……最新号〔ポーリング受信式〕

(078)391-1310(手動受信)・最新号、バックナンバー(過去 1 年分)〔情報番号;0#〕

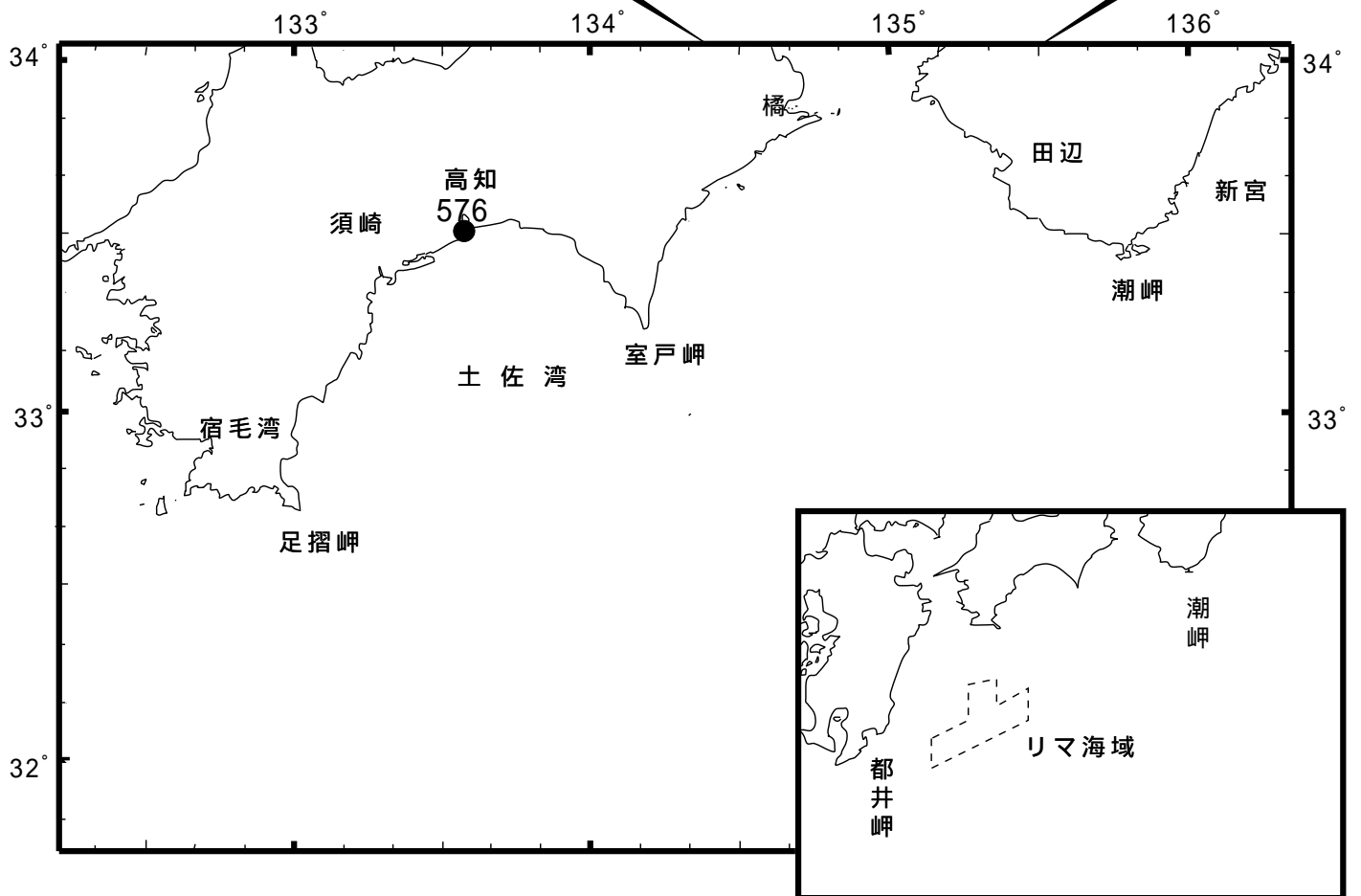
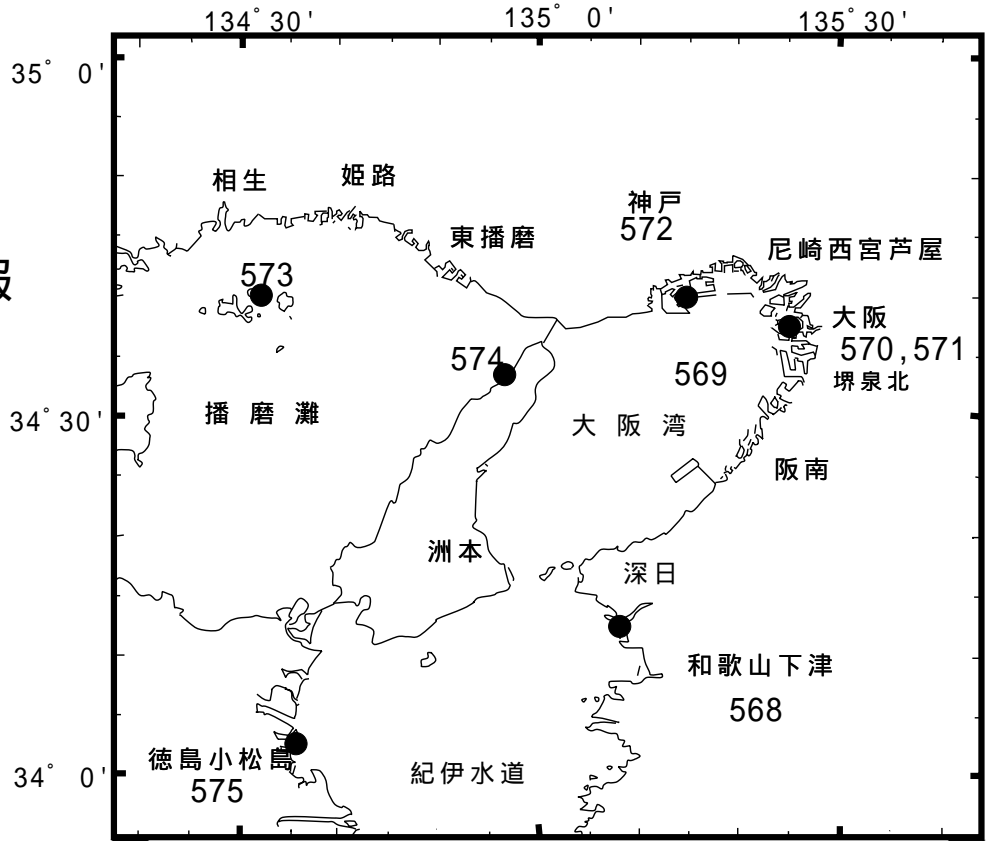
インターネットアドレス(URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

=====

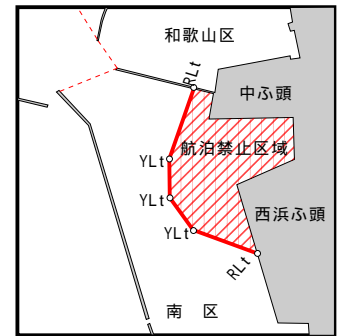
五管区水路通報

第27号

索引図



16年568項 和歌山下津港 - 和歌山区、南区 航泊禁止
 中ふ頭南側海域において、花火大会に伴い、一般船舶の航泊が禁止される。
 期間 平成16年7月20日(予備21日)の1700~2130
 区域 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-12-21N 135-08-33E(岸線上)
 (2) 34-12-25N 135-08-20E
 (3) 34-12-31N 135-08-16E
 (4) 34-12-37N 135-08-16E
 (5) 34-12-49N 135-08-20E(岸線上)
 警戒船 3隻配備
 標識 上記(1)(5)点に赤色灯及び(2)~(4)点に黄色灯付浮標を各設置
 海図 W1150
 出所 和歌山下津港長公示第16-1号(16.7.1)



16年569項 大阪湾 - 救難訓練
 巡視船艇及び航空機による、救難訓練が実施される。
 期間 平成16年7月27日の1030~1130
 区域 34-33.5N 135-16.0Eを中心とする半径1.5海里の円内
 備考 参加船はUY旗を掲揚、又は赤色閃光灯を点灯
 海図 W1103
 出所 大阪海上保安監部

16年570項 大阪港 - 大阪区、第2区 航泊禁止
 天保山岸壁周辺海域において、ポート天国及び花火大会が行われるため、一般船舶の航泊が禁止される。

1 ポート天国に伴う航泊禁止

期間 平成16年7月18日の0940~1600
 区域 4地点により囲まれる区域
 (1) 34-39-20N 135-25-43E(岸線上)
 (2) 34-39-22N 135-25-40E
 (3) 34-39-30N 135-25-50E
 (4) 34-39-27N 135-25-53E(岸線上)

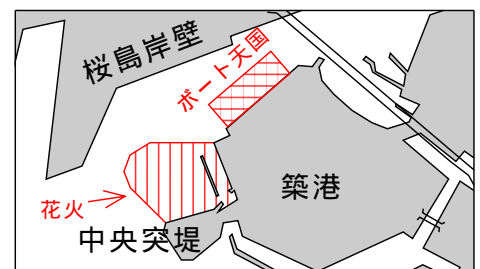
警戒船 4隻配備
 標識 上記区域を依形黄色浮標2基で表示

2 花火大会に伴う航泊禁止

期間 平成16年7月19日の1900~2040
 区域 6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-39-04N 135-25-32E(岸線上)
 (2) 34-39-09N 135-25-25E
 (3) 34-39-12N 135-25-24E
 (4) 34-39-15N 135-25-25E
 (5) 34-39-17N 135-25-29E
 (6) 34-39-18N 135-25-41E(岸線上)

警戒船 9隻配備
 標識 上記区域を黄色灯付浮標8基で表示

海図 W123
 出所 大阪港長公示第3号(16.7.6)、第4号(16.7.7)



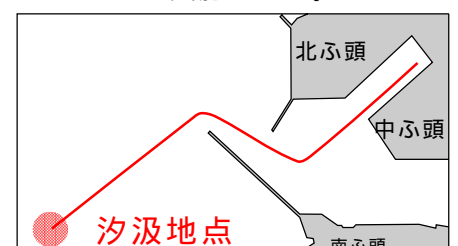
16年571項

大阪港 - 大阪区、第4区、第5区 海上パレード

O's 岸壁前面海域から検疫錨地までの間で、参加船艇16隻による海上パレードが実施される。

期間 平成16年7月19日の1430~1800
 区域 2地点を結ぶ線上付近
 (1) 34-38-05N 135-24-49E
 (2) 34-37-14N 135-22-11E

警戒船 2隻配備
 海図 W123
 出所 大阪港長



16年572項 神戸港 - 第1区 進路信号について
「港則法施行規則第十一条の港を航行するときの進路を表示する信号(平成7年海上保安庁告示第35号)」の別表神戸港の欄が、7月15日から一部変更される。

信号 信 文
2代・K 第1区の三菱重工業神戸造船所から川崎造船神戸工場に至る間の係留施設に向かつて航行する。

海 図 W101A
出 所 海上保安庁告示第182号(16.7.5)

16年573項 家島諸島 - 家島 防波堤築造工事
天神鼻西方において、潜水作業を伴う防波堤築造工事が実施されている。

期 間 平成16年7月12日～10月26日(予備日含む)
区 域 34-40.7N 134-32.5E付近
海 図 W1113
出 所 五本部海洋情報部

16年574項 淡路島 - 富島港 防波堤築造工事
潜水作業を伴う、防波堤の築造工事が実施される。

期 間 平成16年7月10日～12月21日の日出～日没
区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 34-32-56N 134-55-31E
(2) 34-33-10N 134-55-24E
(3) 34-33-18N 134-55-47E
(4) 34-33-04N 134-55-54E

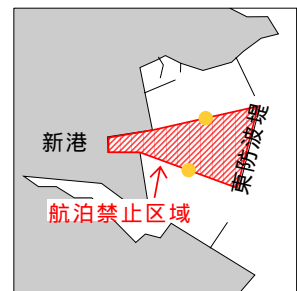
警戒船 1隻配備
標 識 夜間停泊時、作業船のアンカー位置を黄色灯付浮標で表示
海 図 W131
出 所 神戸海上保安部

16年575項 徳島小松島港 - 小松島区、第1区 航泊禁止
新港東方において、海上花火大会に伴い、下記のとおり一般船舶の航泊が禁止される。

期 間 平成16年7月19日(予備20日)の1900～2200
位 置 (1)(2)及び(3)(4)をそれぞれ結ぶ線、陸岸及び東防波堤により囲まれる区域
(1) 34-00-44N 134-35-32E(岸線角)
(2) 34-00-49N 134-35-59E(防波堤北端)
(3) 34-00-31N 134-35-53E(防波堤南端)
(4) 34-00-39N 134-35-29E(岸線角)

警戒船 3隻配備
標 識 (1)(2)、(3)(4)を結ぶ中間点に黄色灯付浮標を各1基設置
備 考 雨天等により花火の打ち上げが実施できない場合は、
航泊禁止は解除される

海 図 W1126
出 所 徳島小松島港長公示第1号(16.7.7)



16年576項 四国南岸 - 高知港 救難訓練
第7ふ頭前面において、警備艇及びヘリコプターによる救難訓練が実施される。

期 間 平成16年7月21日の1330～1630
区 域 33-30.7N 134-35.0E付近
警戒船 配備
海 図 W110
出 所 高知港長



船舶保安情報の通報について

外国から日本に入港しようとする船舶の皆さんへの重要なお知らせです。

平成16年7月1日から、テロ対策として改正SOLAS条約及び国際船舶・港湾保安法が施行され、外国から日本に入港しようとする全ての船舶は、日本への入港前に、所定の海上保安部署に対して「船舶保安情報」の通報が必要となります。

この通報は、日本船/外国船の別、船舶の大小、船種等にかかわらず、外国から日本に入港しようとするすべての船舶に義務付けられます。

この通報は、日本の港に入港する場合のほか、特定海域（東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海をいいます。）に入域する場合も必要となります。

この通報は、日本に入港しようとする前の港が外国の港である場合のみ必要です。（したがって、いったん外国から日本に入港した後の国内の航海では必要ありません。）

通報の時機はいつですか？

* 入港24時間前までに通報してください。

ただし、特定海域にある港に入港する場合には、特定海域に入域する24時間前までに通報してください。

通報先はどこですか？

* 入港する港を管轄する保安部署に通報してください。

日本の港に入港せずに特定海域に入域する場合は、告示で定める海上保安部署に通報してください。（詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせ下さい。）

その他、通報の方法はどうなっていますか？

* 通報者・・・船長のほか、所有者やそれらの代理人（代理店等）もOK

* 通報手段・・・港湾EDIのほか、FAX、書面の郵送・手交等もOK

荒天等、やむを得ない理由で24時間前までに通報して入港できない場合は、どうすればいいのでしょうか？

* 直ちに、所定の通報先に通報してください。

ただし、急迫した危難があり、緊急に入港しなければならないときには、入港後直ちに通報してください。（詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせください。）

- ・船舶保安情報は、テロ対策のため、外国から日本に入港しようとする船舶について、船舶の基礎情報や保安措置の実施状況に関して通報をお願いするものです。
- ・海上保安庁からの質問や指示がある場合には、それに従ってください。従わない場合は入港を禁止されることがありますので、ご注意ください。
- ・通報しなかった船長又は虚偽通報を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるほか、入出港にも支障を生じる場合がありますので、ご注意ください。

通報用紙は、海上保安庁ホームページ（<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>）からダウンロードすることができます。

Reporting on the Security Information of ships

This is an important notice to those who intend to enter into Japanese ports from foreign countries.

From 1st July, 2004, the revised SOLAS regulations and the law for the security of ships and of port facilities comes into force to prevent and suppress terrorism acts against ships. All ships which come from foreign ports and intend to enter ports in Japanese waters are required to report security information of their ships to designated Coast Guard officers before entering into port in accordance with the format attached here with.

Any ship which intends to enter a Japanese port from a foreign country is required to report, regardless of their nationality, their size of ship, type of ship, etc.

Those ships entering into specific areas regulated in the law, namely Tokyo Wan, Ise Wan or Seto Naikai are also required to report this information.

This report is required only when previous ports of call were a foreign port. (Therefore, it is not required for a voyage to a second Japanese port if the previous port had been a Japanese port.)

When should the report be submitted?

Please report 24 hours before entry into port.

However, in case of entering into the aforementioned specific area, please report even 24 hours before entering into those specific area.

Whom should the report be submitted to?

Please report to the Coast Guard office which has jurisdiction of the port where you intend to enter.

In case you intend to navigate in a specific area without calling on any Japanese port, please report to the Coast Guard office listed on the notification. (Please ask the nearest office of Japan Coast Guard)

Who should submit the report?

Captain, owners, and those representatives (agency etc.) can submit the report.

What is the method of the report?

EDI, fax, mail, hand delivery, etc. are acceptable.

What should I do when it seems to be difficult to enter into port or specific area at the ETA of the report owing to unavoidable reasons such as bad weather.

Please report immediately to a predetermined reporting place.

However, when there is imminent danger and it is necessary to enter into port immediately, please report immediately after entry into port. (Please ask the nearest office of the Japan Coast Guard)

- As a measure against terrorism the security information of ship asks you about the security situation and a security measures of the vessel which will arrive in Japan from a foreign country.
- When there are questions and directions from the Japan Coast Guard, please follow them. Keep in mind that entry into port may be forbidden if these rules are not followed.
- Keep in mind that a fine will be enforced on the captain who did not report, or those who submitted a false report, of one year or less of penal servitude, or up to a 500,000 yen fine, as well as possible extended delays regarding entry into port and departure.

You can download a report paper from homepage of the Japan Coast Guard.
(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/apply/hoan00.html>)